

「新たな訴訟手続」（期間限定訴訟）の制度案の説明 （どんな制度案か、どんな問題があるか）

1 法制審事務局の制度案（部会資料26）の骨格

6か月（以内）の審理期間に制限した訴訟制度を設けるもの（問題：期間限定訴訟の許否という根本的問題〔裁判を受ける権利の問題、攻撃防御方法が尽くされたときに結審する原則に反する、近代訴訟制度を採る外国に無い、制度の必要性があるか等〕はそのまま）。

2 制度の概要（括弧内は問題点）

(1) 申述

双方申述の場合だけでなく、一方が申述をし、相手が同意したときも含む（問題：重要なことであるのに、共同申立（申述）にもしていない。）

書面による申述を原則とするが、期日では口頭の申述・同意でもよい（問題：本人訴訟ではよくわからずに応じることが懸念される。）

申述の時期を第1回までとせず、いつでもよいとしている（問題：通常訴訟の途中に裁判所が期間限定訴訟にすることを促すこともありうる。）

(2) 弁護士が付いていない事件も対象

当初の最高裁提案は弁護士が付いている事件のみとしていたが（司法書士会は反対）、その要件は無い（問題：本人訴訟でも使われる。）

(3) 決定、期日

申述があると裁判所が決定する。決定から2週間以内に期日（新たな訴訟手続の第1回）

(4) 審理期間は6か月（それより短い期間も可）

① (3)の期日に、6か月以内の結審の期日を指定する。また、裁判所は、双方の意見を聞いて、6か月より短い期間の指定も可能（問題：期間限定訴訟の基本問題は依然として同じ。かつ、従前の案は6か月で議論されてきたが、裁判所の指定でさらに短い期間になりうる）。

② 当事者は5か月以内に攻撃防御方法を出す。また、証拠調べは6か月以内にする（問題：当事者は期間内に収まる主張と立証しかできない）。

(5) 通常の手続への移行

一方又は双方の申述があれば通常の手続（通常訴訟）へ移行する（問題：合意で期間限定を決めておきながら、一方当事者の意向（理由は不要）だけで離脱を認めるという制度矛盾。しかも、期間の予測可能性の制度目的は大きく失われている）。

裁判所が判断困難と認めたとときも移行決定をする（問題：両当事者の意向と訴訟経済の要請から実際に裁判官が移行決定をするかは疑問）。

(6) 判決

判決は事実の要点と主要な争点についてだけを書く（問題：手抜き判決になるおそれ。訴訟制度では当事者が不服申立をするかが判断できる十分な「判決」が必要。新たな訴訟手続の実質は非訟手続であることを示している）。

(7) 異議

判決に対して異議があれば終結前の程度に復し、通常の手続（通常訴訟）による審理をする。異議の判決に不服があれば控訴する。（問題：異議後の裁判官は新たな訴訟手続の判決を書いた同じ裁判官であり、心証が維持されたままとなることが予想され、当事者の多くは異議を諦める。実質的な裁判を受ける権利の侵害になる）。

(8) 対象事件（消費者事件、個別労働事件を除く）

（問題：証拠の偏在や情報等の格差がある事件は、その2つだけでない。）

以上